

証券コード 9444
2026年7月14日

株 主 各 位

名古屋市中区栄三丁目4番21号
株式会社トーシンホールディングス
管財人 石 田 雅 文
管財人 粟 田 口 太 郎

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、事業報告等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.toshin-group.com>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「投資家情報」「IRカレンダー」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9444/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「トーシンホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「9444」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

敬 具

記

1. 日 時 2026年7月30日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル5階 キングルーム
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項
報告事項

1. 第40期(2025年5月1日から2026年4月30日まで)事業報告、連結計算書類及び会計監査人の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第40期(2025年5月1日から2026年4月30日まで)計算書類報告の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたします。

## (添付書類)

### 事業報告

( 2025年5月1日から  
2026年4月30日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年5月1日から2026年4月30日まで）における我が国経済は、物価上昇による景気下押し要因はあったものの、所得環境改善を背景とした個人消費の回復や訪日外国人の増加など景気の緩やかな回復傾向がみられました。しかしながら、米国の関税政策の動向、中東情勢や世界的な資源・エネルギーおよび原材料価格の高騰、金利上昇ならびに物価上昇等による国内景気への影響が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済環境の中、当社グループは、強みである販売力を活かし、携帯ショップ運営、テナントビル及びマンションの賃貸及び管理、ゴルフ場及びゴルフ練習場の運営といった長期的に安定した収益が期待できる事業に取り組んでおります。そして「お客様第一主義」のもと、従業員一丸となって積極的な事業活動を行ってまいりました。

当連結会計年度の連結経営成績は、売上高177億95百万円（前期比1.8%増）、営業利益2億59百万円（前期比477.4%増）、経常利益70百万円（前年同期は31百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失13億76百万円（前年同期は1億46百万円の損失）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

#### 移動体通信関連事業

移動体通信関連事業におきましては、携帯電話等販売市場では、2019年10月施行の電気通信事業法改正による事業者間の乗り換え円滑化の影響もあり各通信事業者間のMNP（他通信事業者からの乗り換え）競争が活況を呈しました。スマートフォンの高機能化に伴う価格高騰により、端末の買い替えサイクルは長期化傾向にあります。

このような環境の中、当社は積極的な販売促進活動を実施し、MNPを含めた新規顧客の獲得に注力しました。また、携帯電話の販売だけでなく、金融サービス、ポイントサービスやスマートフォンを利用した決済サービスを連携させながら提供することにより、お客様のご利用状況やリテラシーに合わせた多様なサービスの提供に注力しました。

当連結会計年度における売上高は154億17百万円、セグメント利益は1億82百万円となりました。

## 不動産事業

不動産事業におきましては、品質と効率の向上を主眼に入居者様の快適な暮らしを最優先に心掛け、管理物件の定期清掃やメンテナンスを引き続き行うことで、入居率及び定着率の向上を図ってまいりました。

当連結会計年度における売上高は8億37百万円、セグメント利益は3億4百万円となりました。

## リゾート事業

リゾート事業におきましては、大人数が集まるようなイベント企画や団体客によるコンペ企画等の復調傾向が続きました。しかしながら、資源高や原材料高騰等に伴う物価上昇の影響は依然続いております。

このような環境の中、コースコンディションの上質化、施設・設備の更新、接客サービスの向上を実施しました。

当連結会計年度における売上高は15億28百万円、セグメント利益は2億16百万円となりました。

## その他

飲料水の販売やゴルフ用品の販売、太陽光発電事業、ゴルフレッスン施設「ゴルフリークス」の運営を行っております。

### セグメント売上高

| 区分        | 売上高          | 構成比    |
|-----------|--------------|--------|
| 移動体通信関連事業 | 15,417,518千円 | 86.6%  |
| 不動産事業     | 837,785千円    | 4.7%   |
| リゾート事業    | 1,528,892千円  | 8.6%   |
| その他       | 10,952千円     | 0.1%   |
| 合計        | 17,795,149千円 | 100.0% |

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、5億26百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- ・不動産事業                      マンションの購入（名古屋市熱田区）

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、自己資金及び金融機関からの借入金により所要資金を賄いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                                 | 第 37 期<br>2023年4月期 | 第 38 期<br>2024年4月期 | 第 39 期<br>2025年4月期 | 第 40 期<br>(当連結会計年度)<br>2026年4月期 |
|-----------------------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)                                           | 16,418,165         | 17,134,138         | 17,477,470         | 17,795,149                      |
| 経常利益又は<br>経常損失(△)(千円)                               | △154,007           | 284,820            | △31,996            | 70,987                          |
| 親会社株主に帰属す<br>る当期純利益又は親<br>会社株主に帰属する<br>当期純損失(△)(千円) | △209,674           | 142,181            | △139,010           | △1,376,074                      |
| 1株当たり当期純利益又<br>は1株当たり当期純損失<br>(△)                   | △32円43銭            | 21円99銭             | △21円50銭            | △212円86銭                        |
| 総 資 産(千円)                                           | 22,739,219         | 24,185,866         | 24,534,947         | 21,782,586                      |
| 純 資 産(千円)                                           | 2,616,930          | 2,622,273          | 2,364,701          | 1,129,262                       |
| 1株当たり純資産額                                           | 401円94銭            | 402円3銭             | 361円8銭             | 174円69銭                         |

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額の算出については、自己株式を控除して算出しております。

2. 当連結会計年度において、過年度における誤謬の訂正を行っておりますが、誤謬の訂正による累積の影響額は、当連結会計年度の期首の純資産に反映しており、上表には反映しておりません。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                | 資本金     | 当社の議決権比率     | 主要な事業内容   |
|--------------------|---------|--------------|-----------|
|                    | 千円      | %            |           |
| トーシンリゾート株式会社       | 100,000 | 100          | ゴルフ場の運営管理 |
| トーシンコーポレーション株式会社   | 10,000  | 90           | 不動産関連事業   |
| 株式会社トーシンモバイル       | 10,000  | 100          | 移動体通信関連事業 |
| 株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部 | 10,000  | 100<br>(100) | ゴルフ場の運営管理 |

(注) 「当社の議決権比率」の欄の( )内は間接所有割合を内書きで記載しております。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは取り巻く事業環境の変化に柔軟に対応し、企業価値及び業績のさらなる向上を目指し、お客様、取引先及び従業員の安全を最優先に考え、関係機関と連携しながら様々な取り組みを実施してまいります。

#### ① 移動体通信関連事業

- ・既存店の収益性を向上させるため、顧客ニーズが高い商材の提案や対面での接客を強みとしたサービスを提供してまいります。
- ・収益性の高い店舗網を拡大するため、新店及び集客力のある好立地への店舗移転改装については、市場動向を見極めつつ、販売予測、投資採算性等を慎重に検討し決定してまいります。
- ・店舗における生産性を高めるため、店舗オペレーションの改善やお客様の待ち時間の短縮化、独自イベントの開催等、お客様との継続的な関係強化に取り組んでまいります。

#### ② 不動産事業

- ・情報収集と顧客開拓を進め、入居機会を的確に捉えることで、引き続き不動産業者とのリレーションシップ強化を行ってまいります。
- ・賃貸オフィスビル及び賃貸マンションの効率運営により、安定した収益確保を目指してまいります。

#### ③ リゾート事業

- ・複数のゴルフ場及びゴルフ練習場をオペレーションすることで、集客力の向上や運営の効率化を図る体制を整え、経営効率を高めるとともに施設整備を行い、魅力的なサービスを提供し、売上・利益の拡大を図ってまいります。

#### ④ 人材の採用と育成、職場環境の整備

- ・新卒・中途ともに優秀かつ即戦力としての人材確保に向けて多面的な採

用活動を続けております。企業の持続的な成長・発展を実現するためには従業員一人ひとりが向上心を持って持続的に成長していくことも重要と考えておりますので、様々な事業や業務にチャレンジできる環境の整備及び多様な働き手を支援する環境を整備してまいります。

(5) **主要な事業内容** (2026年4月30日現在)

当社グループは、移動体通信機器の販売を主たる業務とする移動体通信関連事業、賃貸ビル・賃貸マンションの不動産賃貸を主たる業務とする不動産事業、ゴルフ場・ゴルフ練習場の運営を主たる業務とするリゾート事業を展開しております。

(6) **主要な事業所** (2026年4月30日現在)

**当社の主要な事業所**

本社 名古屋市中区

子会社 4社

株式会社トーシンモバイル  
名古屋市中区

営業店舗

[ソフトバンクショップ 28店舗 (直営店6店舗 代理店22店舗)]

愛知県 15店、静岡県 12店、三重県 1店

[auショップ 23店舗 (直営店6店舗 代理店17店舗)]

愛知県 16店、静岡県 2店、岐阜県 3店、三重県 2店

[ワイモバイルショップ 1店舗 (代理店1店舗)]

愛知県 1店

トーシンリゾート株式会社

名古屋市中区

[ゴルフ場 3コース]

岐阜県加茂郡富加町 TOSHIN Golf Club Central Course

岐阜県関市武芸川町 TOSHIN さくら Hills Golf Club

三重県津市美里町 TOSHIN Princeville Golf Course

[ゴルフ練習場]

愛知県春日井市出川町 リバーデールゴルフクラブ

トーシンコーポレーション株式会社

名古屋市中区

株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部

愛知県田原市

(7) 従業員の状況 (2026年4月30日現在)

| 事業部門      | 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------|------|-------------|
| 移動体通信関連事業 | 26名  | 2名減         |
| リゾート事業    | 48名  | 15名増        |
| 不動産事業     | 3名   | 1名増         |
| その他       | 0名   | 2名減         |
| 本社        | 17名  | 5名増         |
| 合計        | 94名  | 17名増        |

(注) 従業員数にはパートタイマー、契約社員、派遣社員は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年4月30日現在)

| 借入先         | 借入額      |
|-------------|----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 5,244百万円 |
| 株式会社三井住友銀行  | 2,793    |
| 株式会社十六銀行    | 1,227    |
| 株式会社静岡銀行    | 972      |
| 瀬戸信用金庫      | 916      |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2026年5月8日開催の取締役会において、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日、同裁判所にその申立てを行い（東京地方裁判所令和8年（ミ）第4号）、同日、同裁判所より会社更生手続開始決定がされ、当社の代表取締役である石田雅文及び申立代理人である弁護士栗田口太郎が管財人に選任されました。また、同日、同裁判所により調査命令が発令され、弁護士永沢徹が調査委員に選任されました。なお、会社更生手続の申立てをしたのは、当社のみであり、当社の子会社は会社更生手続開始の申立てをしておらず、その予定もありません。

会社更生法の下では、裁判所が選任した管財人に会社の事業経営権及び会社財産の管理処分権が専属するものとされており、したがって、当社は裁判所による監督と調査委員による調査の下で、管財人体制により再建を図り、内部管理体制の改善をはじめとする諸課題に対処してまいります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2026年4月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 25,500,000株
- ② 発行済株式の総数 6,536,800株 (うち自己株式72,251株)
- ③ 株主数 9,021名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                         | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-------------------------------|------------|---------|
| 株 式 会 社 ジ ャ ッ ト               | 2,172,400株 | 33.60%  |
| 石 田 信 文                       | 404,000    | 6.25    |
| 光 通 信 K K 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合 | 378,200    | 5.85    |
| 石 田 ゆ か り                     | 305,200    | 4.72    |
| ト ー シ ン グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会   | 150,789    | 2.33    |
| ソ フ ト バ ン ク 株 式 会 社           | 144,000    | 2.23    |
| 株 式 会 社 C N C エ ン タ ー プ ラ イ ズ | 139,400    | 2.16    |
| 光 通 信 株 式 会 社                 | 65,300     | 1.01    |
| 株 式 会 社 オ ー レ ン ジ             | 50,050     | 0.77    |
| J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社       | 49,600     | 0.77    |

(注) 1. 当社は、自己株式72,251株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式(72,251株)を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役及び監査役の状況 (2026年4月30日現在)

| 地 位                  | 氏 名                      | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                             |
|----------------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長              | 石 田 雅 文                  | トーションリゾート株式会社 代表取締役<br>トーションコーポレーション株式会社 代表取締役<br>株式会社トーションモバイル 代表取締役<br>株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部 代表取締役                                                                                   |
| 取 締 役                | 石 田 ゆ かり                 |                                                                                                                                                                                     |
| 取 締 役                | 旭 萌 々 子<br>(戸籍上氏名 田中萌々子) | 取 締 役 副 社 長 兼 管 理 部 長<br>トーションリゾート株式会社 取締役<br>トーションコーポレーション株式会社 取締役<br>株式会社トーションモバイル 取締役<br>株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部 取締役                                                                  |
| 取 締 役                | 深 谷 隆 雄                  | 社会福祉法人クレッシュ 監事<br>AMG都市開発株式会社 社外監査役<br>AMG・HOMES株式会社 社外監査役<br>AMG・INNOVATION株式会社 社外監査役<br>株式会社三連 社外監査役                                                                              |
| 取 締 役                | 奥 村 竜 弥                  | ファーレン東岐阜株式会社 取締役<br>アールジェイ東岐阜株式会社 取締役社長<br>中京クライスラー株式会社 代表取締役社長<br>合同会社GOINGSTYLE 代表社員<br>トーションリゾート株式会社 取締役<br>トーションコーポレーション株式会社 取締役<br>株式会社トーションモバイル 取締役<br>株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部 取締役 |
| 監 査 役                | 加 藤 悦 生                  | 株式会社日本アドシステム 代表取締役<br>一般社団法人まちの活力創生協会 代表理事                                                                                                                                          |
| 監 査 役                | 鈴 木 真 司                  | 鈴木真司法律事務所 所長                                                                                                                                                                        |
| 監 査 役<br>( 仮 監 査 役 ) | 大 田 貴 之                  | 株式会社ベルデアクア 取締役 CFO<br>大田公認会計士事務所<br>トーションリゾート株式会社 監査役<br>トーションコーポレーション株式会社 監査役<br>株式会社トーションモバイル 監査役<br>株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部 監査役                                                       |

(注) 1. 取締役深谷隆雄氏及び奥村竜弥氏は、社外取締役であります。

2. 当社は取締役奥村竜弥氏及び監査役鈴木真司氏を、東京証券取引所の定めに基づく独

- 立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役鈴木真司氏、大田貴之氏は、社外監査役であります。
  4. 監査役大田貴之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、以下のとおりであります。
    - ・代表取締役石田信文氏は、2025年10月25日付けで、取締役及び代表取締役を辞任いたしました。
    - ・取締役阿曾克彦氏は、2025年7月29日開催の第39期定時株主総会休会の時をもって、任期満了により、取締役を退任いたしました。
    - ・監査役阿部満氏は、2025年7月29日開催の第39期定時株主総会休会の時をもって、任期満了により、退任いたしました。
    - ・監査役小林修一氏は、2025年7月29日開催の第39期定時株主総会休会の時をもって、辞任いたしました。
    - ・取締役石田雅文氏は、2025年7月29日開催の取締役会において、代表取締役に選定され就任いたしました。
    - ・奥村竜弥氏は、2025年7月29日開催の第39期定時株主総会において、取締役に選任され就任いたしました。
    - ・牧俊夫氏は2025年7月29日開催の第39期定時株主総会において、監査役に選任され就任いたしました。
    - ・監査役牧俊夫氏は、2025年12月31日付けで辞任により、監査役を辞任いたしました。なお、重要な兼職として、学校法人中央大学理事及び株式会社オークネット社外取締役を兼職しておりました。
    - ・大田貴之氏は2026年4月9日付けで名古屋地方裁判所の選任により、仮監査役（社外監査役）に就任いたしました。
  6. 当事業年度末日後の取締役の異動は、以下のとおりであります。
    - ・代表取締役石田雅文氏は、事業年度末日後の2026年5月28日開催の臨時株主総会において、取締役の解任が可決されたため、臨時株主総会終結の時をもって取締役及び代表取締役を退任いたしました。
    - ・平塚栄氏は事業年度末日後の2026年5月28日開催の臨時株主総会において、取締役に選任され就任いたしました。
    - ・取締役平塚栄氏は、事業年度末日後の2026年6月5日開催の取締役会において、代表取締役に選定され就任いたしました。

## ② 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、誠実で透明性のある経営体制を構築、維持し、企業価値を継続的に高めることを目的として、2025年7月29日開催の取締役会において、取締役の報酬等に関する方針を決議しております。その内容は以下のとおりです。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

当社は、役員報酬制度において、公平性、透明性および客観性の確保を重視し、役位間における一貫性のある報酬設計を行うことを基本方針とします。

#### 1. 基本方針

- 1) 当制度は、各役位に相応しい報酬水準を設定することにより、役位間の責任

と貢献度に基づく公正な格差を形成し、経営陣のモチベーション向上および企業価値向上を促すことを目的とする。

- 2) 当社の取締役の報酬は、優秀な人材の確保と維持、業績向上のインセンティブの観点から、それぞれの職責に見合った報酬の体系、水準とする。
- 3) 報酬の体系、水準については、経営機能の変化、他社の水準等の外部データ等を勘案し、その妥当性を常に検証する。
- 4) 業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と、会社業績に応じて変動する業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等で構成する。
- 5) なお、社外取締役の報酬については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支給するものとする。

## 2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役職、職責、在任年数に応じて他社水準、当社業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

## 3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標である営業利益を反映した現金報酬とし、中長期計画の達成度、当社グループの経営状況等当社が目標とする一定の水準が達成された場合に、賞与として一定の時期に支給するものとする。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上に向けた取組や株主の皆様との一層の価値共有を促進することを目的として、ストックオプションを採用し、中長期計画の達成度、当社グループの経営状況等当社が目標とする一定の水準が達成された場合に、支給するものとする。

## 4. 基本報酬の額、業績連動報酬等または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

### 1) 報酬のレンジ方式の導入

各役位には基本報酬額のレンジ（上限・下限）を設定し、当該役位の職責・成果・経験等を総合的に勘案して、レンジ内で報酬額を決定する。これにより、一律ではなく柔軟かつ合理的な報酬運用を可能とする。

### 2) 役位階層の定義と運用整合性

役位は、監督役位（代表取締役会長及び社長等）と執行役位（取締役副社長・専務等）、および社外執行役員・監査役で定義され、それぞれに応じた報酬レンジを設定する。報酬水準はそれぞれの役割に整合するよう制度設計する。

## 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき決定する。その権限の内容は、定款または株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内において各取締役の基本報酬の額および賞与額の決定とする。なお、ストックオプションについて

ては、基本報酬月額及び株式公正価値をもとに、取締役会で取締役個人別の割当数を決定するものとする。

報酬決定においては、取締役会による審議・決議を経るとともに、業績及び貢献度など、根拠を用いた客観的プロセスを重視する。

報酬レンジおよび制度内容は、事業環境の変化や労働市場水準の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|-----------------|-----------------|-------------|------------|-----------------------|
|                  |                 | 基本報酬            | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 88<br>(3)       | 88<br>(3)       | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 7<br>(3)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 11<br>(6)       | 11<br>(6)       | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 6<br>(5)              |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 99<br>(14)      | 99<br>(14)      | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 13<br>(9)             |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1996年2月28日開催の定時株主総会において年額400百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。
3. 監査役の報酬限度額は、1996年2月28日開催の定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

### ③ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

1. 取締役深谷隆雄氏は、AMG都市開発株式会社、AMG・HOMES株式会社、AMG・INNOVATION株式会社の社外監査役であります。兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。
2. 取締役奥村竜弥氏は、ファーレン東岐阜株式会社、アールジェイ東岐阜株式会社の取締役であり、また中京クライスラー株式会社の代表取締役社長であります。兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。
3. 監査役鈴木真司氏は、鈴木真司法律事務所の所長であります。兼職先と当社との間には、特別な関係はありません
4. 監査役（仮監査役）大田貴之氏は、株式会社ベルデアクアの取締役CF0であります。兼職先と当社との間には、特別な関係はありません
5. 監査役牧俊夫氏（2025年12月31日退任）は、学校法人中央大学の理事、株式会社オークネットの社外取締役でありました。兼職先と当社との間には、特別な関係はありませんでした。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

##### ・取締役会及び監査役会への出席状況

|         | 取締役会（23回開催） |      | 監査役会（14回開催） |     |
|---------|-------------|------|-------------|-----|
|         | 出席回数        | 出席率  | 出席回数        | 出席率 |
| 取締役深谷隆雄 | 20回         | 87%  | -           | -   |
| 取締役奥村竜弥 | 20回         | 87%  | -           | -   |
| 監査役鈴木真司 | 18回         | 78%  | 10回         | 71% |
| 監査役牧俊夫  | 10回         | 83%  | 5回          | 83% |
| 監査役大田貴之 | 2回          | 100% | -           | -   |

- (注) 1. 監査役牧俊夫氏は、2025年12月31日付けで辞任により、監査役を退任いたしました。上表における同氏の出席状況は、同氏の退任までに開催された取締役会12回及び監査役会6回における出席回数及び出席率です。
2. 監査役（仮監査役）大田貴之氏は、2026年4月9日付けで名古屋地方裁判所の選任により、仮監査役（社外監査役）に就任いたしました。上表における同氏の出席状況は、裁判所からの選任決定通知（2026年4月11日）後に開催された取締役会2回における出席回数及び出席率です（監査役会については開催されておりません。）。

##### ・取締役会及び監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役深谷隆雄氏は、取締役会において、主に税務の専門的見地から発言を行っております。

取締役奥村竜弥氏は、主に企業経営の豊富な経験と実績、見識から発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。

監査役鈴木真司氏は、取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

監査役牧俊夫氏は、取締役会及び監査役会において、主に企業経営の経験と実績、見識から発言を行っております。

監査役大田貴之氏は、取締役会において、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

#### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

### (3) 会計監査人の状況

- ① 名称 監査法人アリア  
② 報酬等の額

|                                     | 支払額      |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 34,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議を経たうえで会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人アリアは、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び使用人が法令遵守、定款遵守、公正性、倫理性を持ち行動するためのコンプライアンス体制に係る指針として「トーシン行動指針」はありますが、コンプライアンス意識の鈍麻・欠如は否めません。
- ロ. 当社及び当社グループ各社における法令遵守の観点からこれに反する行為を早期に発見し是正するため、グループ従業員を対象とした「内部通報制度」として「トーシンアラーム」を設置しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、各種会議の議事録等の文書及び電磁的記録は、関係規程並びに法令に基づき、担当部署及び責任者を定め、適切に保存及び管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

リスク・コンプライアンス委員会を設置する。この委員会はリスク管理・コンプライアンス管理を統括する組織として、個々のリスク（経営戦略、業務運営、環境、災害グループ全体のリスク）を網羅的・総括的に管理する体制を確保する。また、リスク・コンプライアンス規程を制定する。

リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長、管理部長（総務人事担当）、管理部長（財務担当）、監査役（非常勤監査役及び社外監査役を含む。）、内部監査室長及びそれに準ずる者を構成単位とし、2か月に1回開催し、決議要件は構成員の過半数による決議とする。リスク・コンプライアンス委員会から発出された意見については、取締役会は合理的な理由なく排除できないものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行えることを確保するための体制

取締役及び監査役で構成する取締役会を毎月開催して、重要項目について審議及び決定を行い、必要に応じ適宜開催する。

⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ共通の基本理念と基本方針を制定し、関係会社管理規程を設定する。内部監査室による継続的な業務の適正性及び運営状況を实地監査す

る。

しかしながら、①イに記載していた事項、また第三者委員会からの内部監査の不備などの指摘もあり、当該体制は機能していたとは言えないため、今後の改善を図ってまいります。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の要請があった場合は職務を補助するスタッフを配置する。監査役スタッフの任命は、取締役の推薦により監査役会が行うが、当該スタッフの監査役会での職務については、取締役からの干渉を受けない体制とする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告する体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 会社及びグループ各社の業務・財務に重大な影響、損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、当該事実に関する事項。

ロ. 会社及びグループ各社の役職員が法令又は定款に違反する行為をし、又は、これらの行為を行うおそれがあると考えられるときは、その旨。

ハ. 監査役（会）から業務執行に関する事項の報告を求められたときは、当該事項。

取締役及び使用人は、速やかにイ～ハの事項につき報告を行う。

しかしながら、当該体制は十分に機能していたとは言えないため、今後の改善を図ってまいります。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 代表取締役社長直属の組織として内部監査室を設置し、監査役と緊密な連携を保ち、監査役に対し内部監査結果の報告を行う。

ロ. 代表取締役社長及び取締役との定期的会合を開催し情報交換を行う。

ハ. 取締役は、監査役による重要な会議への出席及び重要文書の閲覧、子会社の実地監査等の監査活動に積極的に協力する。

- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法の定めにより、財務諸表に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備し、会計監査人との連携を図り、財務諸表の信頼性と適正性を確保する。

しかしながら、2025年4月期には決算訂正を行う必要性が生じ、訂正報

告書を提出しております。財務報告を行う体制に種々の不備が認められ、当該体制については今後の改善が必要なものと考えております。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

取締役及び使用人が遵守すべき行動指針において、企業倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって、業務を誠実かつ公正に遂行することを表明しており、反社会勢力や団体との関係は一切遮断し、不当要求に対して も毅然とした対応で臨み拒絶する。

当社は、2025年9月4日付「第三者委員会の調査報告書の公表に関するお知らせ」において公表しましたとおり、当社において不適切な会計処理が行われた疑いについて第三者委員会による調査を行い、その結果を取りまとめた報告書を受領いたしました。当該報告書においては、当社及び子会社における不適切な会計処理の存在やそれらが生じた原因・背景について明らかにされ、再発防止策の提言を受けました。また、2026年5月1日付「社内検証委員会の検証結果報告書受領及び公表に関するお知らせ」において公表しましたとおり、当社の決算・内部統制・ガバナンス等を専門的及び客観的な見地から検証し、過年度有価証券報告書等に関する問題の有無等を明確にするために、社内検証委員会による検証を行い、検証結果報告書を受領いたしました。当該報告書においては、当社の決算・内部統制・ガバナンス等に関する問題点、その是正・改善状況及び今後の課題等が示されました。

当社は、こうした事態に至ったことを深く反省し、二度と同様の過ちを繰り返さぬよう抜本的な組織構造の改革を進め、コンプライアンス前提の誠実な経営に取り組んでまいります。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分につきましては、経営の重要政策の一つと認識しており、将来にわたる安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保金を確保しつつ、株主の皆様へ安定的に利益還元を行うことを基本方針としております。

しかしながら、当期につきましては、当社について2026年5月8日に会社更生手続が開始され、会社更生法上、更生計画の定めるところによらなければ剰余金の配当を行うことができず、誠に遺憾ながら2026年4月30日を基準日とする期末配当につきましては無配となります。

株主の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

# 連結貸借対照表

(2026年4月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                   | 負 債 の 部          |                   |
|--------------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 科 目                | 金 額               | 科 目              | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>6,119,232</b>  | <b>流 動 負 債</b>   | <b>11,729,252</b> |
| 現金及び預金             | 2,645,409         | 買掛金              | 1,873,236         |
| 売掛金                | 2,898,936         | 短期借入金            | 6,035,000         |
| 商品及び製品             | 99,612            | 1年内返済予定の長期借入金    | 1,582,126         |
| 原材料及び貯蔵品           | 45,631            | 未払金              | 424,581           |
| その他                | 484,331           | リース債務            | 110,603           |
| 貸倒引当金              | △54,689           | 未払法人税等           | 266,570           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>15,663,354</b> | 賞与引当金            | 20,946            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>15,089,656</b> | 訂正関連費用引当金        | 59,400            |
| 建物及び構築物            | 6,844,336         | その他              | 1,356,787         |
| 土地                 | 8,090,369         | <b>固 定 負 債</b>   | <b>8,924,072</b>  |
| リース資産              | 110,886           | 長期借入金            | 7,074,523         |
| その他                | 44,064            | リース債務            | 453,919           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>135,249</b>    | 退職給付に係る負債        | 22,625            |
| 投資その他の資産           | 438,447           | 役員退職慰労引当金        | 123,338           |
| 投資有価証券             | 58,126            | 繰延税金負債           | 630,798           |
| 長期貸付金              | 30,980            | 資産除去債務           | 10,892            |
| 敷金保証金              | 125,477           | デリバティブ債務         | 7,116             |
| 繰延税金資産             | 4,575             | その他              | 600,857           |
| その他                | 219,287           | <b>負 債 合 計</b>   | <b>20,653,324</b> |
|                    |                   | <b>純 資 産 の 部</b> |                   |
|                    |                   | 株主資本             | 1,038,471         |
|                    |                   | 資本金              | 742,099           |
|                    |                   | 資本剰余金            | 880,617           |
|                    |                   | 利益剰余金            | △534,203          |
|                    |                   | 自己株式             | △50,042           |
|                    |                   | その他の包括利益累計額      | 25,341            |
|                    |                   | その他有価証券評価差額金     | 25,341            |
|                    |                   | 非支配株主持分          | 65,449            |
|                    |                   | <b>純 資 産 合 計</b> | <b>1,129,262</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>21,782,586</b> | <b>負債・純資産合計</b>  | <b>21,782,586</b> |

# 連結損益計算書

( 2025年5月1日から  
2026年4月30日まで )

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|
| 売上高             | 17,795,149 |
| 売上原価            | 14,883,424 |
| 売上総利益           | 2,911,724  |
| 販売費及び一般管理費      | 2,652,192  |
| 営業利益            | 259,532    |
| 営業外収益           | 80,572     |
| 受取利息            | 3,870      |
| 受取配当金           | 2,521      |
| デリバティブ評価益       | 3,823      |
| 保険解約返戻金         | 41,158     |
| その他             | 29,197     |
| 営業外費用           | 269,117    |
| 支払利息            | 194,301    |
| その他             | 74,816     |
| 経常利益            | 70,987     |
| 特別利益            | 675,202    |
| 固定資産売却益         | 604,846    |
| 投資有価証券売却益       | 47,387     |
| その他特別利益         | 22,968     |
| 特別損失            | 1,776,926  |
| 固定資産除却損         | 7,035      |
| 減損損失            | 1,432,173  |
| 事業構造改善費用        | 300,798    |
| その他特別損失         | 36,918     |
| 税金等調整前当期純損失     | 1,030,736  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 266,830    |
| 法人税等追徴税額        | 49,778     |
| 法人税等調整額         | △6,326     |
| 法人税等合計          | 310,282    |
| 当期純損失           | 1,341,019  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 35,054     |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | 1,376,074  |

# 連結株主資本等変動計算書

( 2025年5月1日から  
2026年4月30日まで )

(単位：千円)

|                                | 株 主 資 本 |         |            |         |            |
|--------------------------------|---------|---------|------------|---------|------------|
|                                | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金      | 自 己 株 式 | 株主資本合計     |
| 当 期 首 残 高                      | 742,099 | 880,617 | 773,586    | △49,885 | 2,346,418  |
| 誤 謬 の 訂 正 に よ る<br>累 積 的 影 響 額 |         |         | 68,284     |         | 68,284     |
| 遡 及 処 理 後 当 期 首 残 高            | 742,099 | 880,617 | 841,871    | △49,885 | 2,414,702  |
| 当 期 変 動 額                      |         |         |            |         |            |
| 親会社株主に帰属する当<br>期 純 利 益         |         |         | △1,376,074 |         | △1,376,074 |
| 自 己 株 式 の 取 得                  |         |         |            | △157    | △157       |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変 動 額 ( 純 額 )  |         |         |            |         |            |
| 当 期 変 動 額 合 計                  | —       | —       | △1,376,074 | △157    | △1,376,231 |
| 当 期 末 残 高                      | 742,099 | 880,617 | △534,203   | △50,042 | 1,038,471  |

|                                | その他の包括利益累計額      |                   | 非支配株主持分 | 純資産合計      |
|--------------------------------|------------------|-------------------|---------|------------|
|                                | その他有価証<br>券評価差額金 | その他の包括利<br>益累計額合計 |         |            |
| 当 期 首 残 高                      | 42,371           | 42,371            | 30,394  | 2,419,185  |
| 誤 謬 の 訂 正 に よ る<br>累 積 的 影 響 額 |                  |                   |         | 68,284     |
| 遡 及 処 理 後 当 期 首 残 高            | 42,371           | 42,371            | 30,394  | 2,487,469  |
| 当 期 変 動 額                      |                  |                   |         |            |
| 親会社株主に帰属する当<br>期 純 利 益         |                  |                   |         | △1,376,074 |
| 自 己 株 式 の 取 得                  |                  |                   |         | △157       |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変 動 額 ( 純 額 )  | △17,030          | △17,030           | 35,054  | 18,024     |
| 当 期 変 動 額 合 計                  | △17,030          | △17,030           | 35,054  | △1,358,207 |
| 当 期 末 残 高                      | 25,341           | 25,341            | 65,449  | 1,129,262  |

## 連結注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループでは、手元資金を上回る多額な有利子負債を有しており、当連結会計年度末の当社グループの流動比率（＝流動資産/流動負債）は、52.2%となっております。このような財務状況の中、当連結会計年度において、当社の子会社における不適切会計について過年度の決算訂正を行ったものの当社の有価証券報告書等に対する会計監査人の監査報告書の意見が不表明となったことに起因して、取引金融機関との間の借入契約のコバナンツに抵触した上、2025年11月22日付けで、株式会社東京証券取引所により、当社株式は特別注意銘柄に指定され、当社株式の上場廃止リスクが生じております。また、当社グループは、2025年8月以降、取引金融機関に対して、元本の返済が困難となり返済猶予を依頼する状況に陥っております。

かかる状況下において、一刻も早く上記会計不祥事に起因する一連の混乱に終止符を打ち、当社グループのガバナンス体制を改善するとともに、金融機関に対する有利子負債の返済計画を新たに策定するなどの施策を通じて当社の経営体制と財務状態を安定化させるため、当社は、再建計画を策定し上場を維持しながら会社更生法に基づく更生手続により事業再生を図ることとし、2026年5月8日開催の取締役会において、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日、同裁判所にその申立てを行い（東京地方裁判所令和8年（ミ）第4号）、同日、同裁判所より会社更生手続開始決定がされました。

このような状況により、当社グループには、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社グループでは、これらの状況を早期に解消し、事業価値の毀損を防止しつつ、安定的な再建を図るため、再建計画を策定し上場を維持しながら、会社更生法に基づく更生手続を利用することにより、事業の再建を目指してまいります。会社更生法の下では、裁判所が選任した管財人に会社の事業経営権及び会社財産の管理処分権が専属するものとされております。したがって、当社は裁判所による監督と調査委員による調査の下で、管財人体制により再建を図り、内部管理体制の改善をはじめとする諸課題に対処してまいります。詳細は後述の重要な後発事象に関する注記（会社更生手続開始決定について）をご参照下さい。

しかしながら、当社では、現在、管財人の下、更生計画案を策定中であり、裁判所による更生計画の認可を受けていないため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

## 2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・連結子会社の名称 トーシンリゾート株式会社  
トーシンコーポレーション株式会社  
株式会社トーシンモバイル  
株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部

### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社（株式会社ブラチナム）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

| 会社名                | 決算日      |
|--------------------|----------|
| トーシンコーポレーション株式会社   | 10月31日 ※ |
| 株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部 | 10月31日 ※ |

※連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等  
以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、  
売却原価は総平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等 総平均法による原価法

##### ロ. デリバティブ

時価法

##### ハ. 棚卸資産

・商品

移動体通信機器

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げ  
による方法）

その他の商品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切  
下げによる方法）

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿  
価切下げによる方法）

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産  
(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- ロ. 無形固定資産  
(リース資産を除く) 定額法を採用しております。償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ハ. リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## ③ 繰延資産の処理方法

社債発行費について、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

## ④ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ハ. 訂正関連費用引当金 過年度における不適切な会計処理等の訂正に関連する第三者委員会調査費用、訂正報告書等作成費用、訂正監査費用の支払い及び法令・開示規則への抵触に伴う損失の発生に備えるため、今後の損失見込額を訂正関連費用引当金として計上しております。
- ニ. 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

## ⑤ 退職給付に係る会計処理方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(移動体通信関連事業)

主に顧客に対しスマートフォンの販売、並びに通信事業者が提供する通信サービスの利用契約の取次を行うことによる対価として通信事業者から手数料を収受しております。

このような商品の販売又はサービスの提供については、顧客に商品を引き渡した時点、又は代理店契約に基づく役務の提供が完了した時点で収益を認識しております。ただし、代理店に対する商品の販売については、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売時に顧客へのサービス等の還元が、取引価格を算定するうえで実質的な値引となるものについては、収益から減額した純額を認識しております。

また、商品販売のうち、連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(不動産事業)

当社及び連結子会社の所有する賃貸不動産において、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に従い、賃借人である顧客との間に締結した賃貸借契約に基づき、賃貸借期間にわたって賃料を収受し、収益として認識しております。

(リゾート事業)

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に収受する金額で収益を認識しております。

ゲストフィー、キャディフィー、レストラン収入等は顧客がゴルフ場及びゴルフ練習場、レストランを利用した時点で収益を認識しております。

年会費は、会員のゴルフ場の施設利用機会の提供を履行義務として認識しており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため期間案分により収益を認識しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、投資その他の資産のその他に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

### 3. 誤謬の訂正に関する注記

当社は、2024年12月13日付「第三者委員会設置のお知らせ」及び2025年2月13日「第三者委員会の調査報告書の公表に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社連結子会社である株式会社トーシンモバイルのキャッシュ・バック取引の一部でその一部が未精算、未計上になっている疑義が生じた事実を含む不適切な会計処理の疑いのある事案に関して、2025年2月13日付で、第三者委員会より調査報告書を受領いたしました。

また、2025年8月29日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」および2025年9月4日付「第三者委員会の調査報告書の公表に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社連結子会社である株式会社トーシンモバイルの売上取引の一部で計上根拠の信ぴょう性に疑義が生じた事実を含む不適切な会計処理の疑いのある事案に関して、2025年8月29日付で、第三者委員会より調査報告書を受領いたしました。

また、2025年12月15日付「調査委員会設置に関するお知らせ」及び2026年5月1日付「社内検証委員会の検証結果報告書受領及び公表に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社の会計監査人である監査法人アリアから、実効性ある再発防止策の実行や過年度決算の訂正処理の正確性及び網羅性についての自主的な検証が未了であり、これらについて監査手続きを完了できない状況であったとの指摘を受け、今一度当社の決算・内部統制・ガバナンス等を専門的及び客観的な見地から検証し、過年度有価証券報告書等に関する問題の有無等を明確にするために、社内検証委員会を設置し、検証を進めてまいりました。

以上2度にわたる第三者委員会の調査及び社内検証委員会の検証結果を受け、過年度の不適切な会計処理が判明したことから、過年度における誤謬の訂正を行いました。

当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当連結会計年度の期首の純資産に反映しております。この結果、連結株主資本等変動計算書の期首残高は、利益剰余金が68,284千円増加しております。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

#### (固定資産の減損)

##### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|        | 当連結会計年度      |
|--------|--------------|
| 有形固定資産 | 15,089,656千円 |
| 無形固定資産 | 135,249千円    |

なお、当連結会計年度に計上した減損損失については、連結計算書類「7.連結損益計算書に関する注記」減損損失に記載しております。

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で減損の兆候を把握しております。

減損の兆候とは、営業活動から生ずる損益等のマイナスが継続、経営環境の著しい悪化、市場価値の著しい下落等が該当します。

減損の兆候があると認められた場合、当該資産又は当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたします。なお、回収可能価額は使用価値又は正味売却価額のいずれか高い金額によって決定しております。

また、当該見積りはこれまでの運営実績、将来の賃貸市場を考慮した事業計画等に基づきおこなっておりますが、不動産賃貸市場の変化により、前提条件や事業環境などに変化が見られた場合には、将来において減損損失の認識が必要になる等、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

## 5. 追加情報

### (シンジケートローン)

当社は、名古屋市中区錦二丁目に建設した建物について設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行5行とシンジケーション方式限度貸付契約（借入残高 2,480,000千円）を2018年4月27日に締結しており、この契約には下記の財務制限条項が付されております。

なお、当連結会計年度末において、当社は下記①の財務制限条項に抵触しておりますが、取引銀行より継続的な支援が得られるよう、建設的な協議を継続してまいります。

上記の契約にかかる財務制限条項

①借入人は、本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2017年4月に終了する決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持する。

②借入人は、本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期にかかる借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないことを確約する。

## 6. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

|      |              |
|------|--------------|
| 定期預金 | 1,162,259千円  |
| 建物   | 5,031,505千円  |
| 土地   | 6,991,175千円  |
| 計    | 13,184,939千円 |

上記の資産は、短期借入金6,035,000千円、1年内返済予定の長期借入金1,582,126千円、長期借入金7,074,523千円の担保に供しております。

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

4,608,646千円

### (3) 偶発債務

従業員からの訴訟

当社は従業員より不法行為による損害賠償請求約7百万円等を求める訴訟を提起され、係争となっております。

## 7. 連結損益計算書に関する注記

### 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場         | 所       | 用途     | 種類       | 金額(百万円) |
|-----------|---------|--------|----------|---------|
| 岐阜県       | 賀茂郡富加町  | ゴルフ場   | 建物及び土地   | 634     |
| 岐 阜 県     | 関 市     | ゴルフ場   | 建物及び土地   | 245     |
| 三 重 県     | 津 市     | ゴルフ場   | 建物及び土地   | 384     |
| 13.5名     | 古 屋 市 他 | 賃貸不動産  | 建物及び土地   | 126     |
| 名 古 屋 市 他 |         | 携帯ショップ | 建物及び構築物等 | 41      |

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として主として店舗・不動産を基本単位としグルーピングしております。当連結会計年度において、収益性が低下した店舗や不動産価値の低下している不動産の一部について、資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

## 8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 6,536,800株    | 一株           | 一株           | 6,536,800株   |

### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 71,941株       | 310株         | 一株           | 72,251株      |

(注) 自己株式の株式数の増加310株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

該当事項はありません。

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

該当事項はありません。

## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については、主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関して、当社グループは期日及び残高を管理しており、信用状況を把握する体制をとっております。

投資有価証券は、主に株式であり、定期的に時価の変動を把握しております。

長期貸付金は、主に土地所有者への建物建設に伴う資金として、店舗建物所有者のリスクに晒されております。

買掛金及び未払金については、ほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務の用途は運転資金及び設備投資資金であります。

デリバティブは借入金の変動金利リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。なお、デリバティブは社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれら差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表価額10,000千円）は「投資有価証券」には含まれておりません。

(単位：千円)

|           | 連結貸借対照表計上額  | 時価          | 差額     |
|-----------|-------------|-------------|--------|
| 投資有価証券    |             |             |        |
| その他有価証券   | 48,126      | 48,126      | —      |
| 長期貸付金     | 30,980      | 28,026      | △2,954 |
| 長期借入金（注2） | (8,656,649) | (8,631,109) | 25,539 |
| リース債務（注3） | (564,523)   | (524,424)   | 40,099 |
| デリバティブ債務  | (7,116)     | (7,116)     | —      |

(※) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注1) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注2) 1年内返済予定のリース債務を含んでおります。

※金融商品の時価算定に関する事項

・現金及び預金、売掛金、未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいとみなしており、記載を省略しております。

・買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいとみなしており、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分       | 時価     |         |      |         |
|----------|--------|---------|------|---------|
|          | レベル1   | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 投資有価証券   |        |         |      |         |
| その他有価証券  |        |         |      |         |
| 株式       | 48,126 | —       | —    | 48,126  |
| デリバティブ債務 | —      | (7,116) | —    | (7,116) |

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分    | 時価   |           |      |           |
|-------|------|-----------|------|-----------|
|       | レベル1 | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 長期貸付金 | —    | 28,026    | —    | 28,026    |
| 長期借入金 | —    | 8,631,109 | —    | 8,631,109 |
| リース債務 | —    | 524,424   | —    | 524,424   |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明  
(投資有価証券)

上場株式を保有しており、上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(長期貸付金)

長期貸付金の時価は、その将来キャッシュ・フローと国債の利率（国債がマイナスの場合は、割引率をゼロとしております。）等適切な指標に基づく利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(長期借入金、リース債務)

長期借入金、リース債務（いずれも1年以内に返済するものを含む）の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、現在割引価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(デリバティブ債務)

金利スワップの時価は取引先の金融機関より提示された時価により、金利等の観察可能なインプットを用いて算定されており、レベル2の時価に分類しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|                | 移動体通信<br>関連事業 | 不動産<br>事業 | リゾート<br>事業 | 計          | その他    | 合計         |
|----------------|---------------|-----------|------------|------------|--------|------------|
| 一定時点で移転される財    | 15,417,518    | 9,524     | 1,433,492  | 16,860,535 | 10,952 | 16,871,488 |
| 一定期間にわたり移転される財 | —             | —         | 95,399     | 95,399     | —      | 95,399     |
| 顧客との契約から生じる収益  | 15,417,518    | 9,524     | 1,528,892  | 16,955,934 | 10,952 | 16,966,887 |
| その他の収益         | —             | 828,261   | —          | 828,261    | —      | 828,261    |
| 外部顧客への売上高      | 15,417,518    | 837,785   | 1,528,892  | 17,784,196 | 10,952 | 17,795,149 |

(注) 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項⑥重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね2ヶ月以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|      | 当連結会計年度 |
|------|---------|
| 契約資産 |         |
| 期首残高 | —       |
| 期末残高 | —       |
| 契約負債 |         |
| 期首残高 | 49,811  |
| 期末残高 | 53,806  |

連結貸借対照表上、契約負債は流動負債の「その他」に計上しております。契約負債は主に連結子会社が提供するサービスのうち、当連結会計年度末時点において、履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、49,811千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は53,806千円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年間で収益を認識することを見込んでおります。

1.1. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、愛知県において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸ビル及び賃貸マンションを有しております。2026年4月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は476,057千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

| 連結貸借対照表計上額   |            |              | 当連結会計年度末の時価  |
|--------------|------------|--------------|--------------|
| 当連結会計年度期首残高  | 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高   |              |
| 11,617,333千円 | 3,430千円    | 11,620,764千円 | 16,251,047千円 |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。

1.2. 1株当たり情報に関する注記

|                |          |
|----------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 174円69銭  |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △212円86銭 |

1.3. 重要な後発事象に関する注記

(会社更生手続開始決定について)

当社は、2026年5月8日開催の取締役会において、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日、同裁判所にその申立てを行い（東京地方裁判所令和8年（ミ）第4号）、同日、同裁判所より会社更生手続開始決定がされ、当社の代表取締役

である石田雅文及び申立代理人である弁護士粟田口太郎が管財人に選任されました。また、同日、同裁判所により調査命令が発令され、弁護士永沢徹が調査委員に選任されました。なお、会社更生手続の申立てをしたのは、当社のみであり、当社の子会社は会社更生手続開始の申立てをしておらず、その予定もありません。

会社更生法の下では、裁判所が選任した管財人に会社の事業経営権及び会社財産の管理処分権が専属するものとされております。したがって、当社は裁判所による監督と調査委員による調査の下で、管財人体制により再建を図り、内部管理体制の改善をはじめとする諸課題に対処してまいります。

当社は、会社更生手続による関係者各位への影響を適切に抑えるべく、次の方針をとっております。

① 株主の皆様への影響を抑えるべく、できるかぎり上場維持を目指します。一般的には会社更生手続開始の申立てをした会社の株式は上場廃止の扱いを受けますが、当社は、後述する例外措置により、かかる上場廃止を避ける方針をとっております。すなわち、後述するとおり、当社株式は、2025年11月22日に特別注意銘柄の指定を受けていることから、今後の状況次第では上場が廃止される可能性が残りますが、管財人体制の下で内部管理体制の改善を進めることにより、できるかぎり特別注意銘柄の指定の解除を目指し、上場維持を図る方針です。また、一般的に、会社更生手続においては、株式の全部の消却（いわゆる100%減資）が実施されることがありますが、当社の会社更生手続においては、当社が発行する上場株式の全部の消却（100%減資）は実施しない方針です。

② 商取引債権者の皆様に対しては、債権カットをせず、従前の約定どおり債務をお支払いする方針です。当社は、この支払のために必要な運転資金を保有しておりますが、より安定的かつ円滑に再建を進めることができるよう、当社の取引金融機関である株式会社三井住友銀行から、2026年5月8日付けで当座貸越枠の設定（いわゆるDIPファイナンスの供与）を受けております。

③ 取引金融機関の皆様に対しては、長期分割弁済計画により、元本全額の弁済を目指す方針です。

詳細は、当社が2026年5月8日に公表いたしました「株式会社トーシンホールディングス再建計画」について」をご参照ください。上場維持に関する上記の事項について、以下のとおり補足いたします。東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の有価証券上場規程は、上場会社が「更生手続を必要とするに至った場合」を上場廃止基準（以下「本上場廃止基準」といいます。）に該当するものと定めていますが、その例外として、同規程第601条第1項第3号ただし書き及び同施行規則第601条第3項第3号に規定する再建計画の適時開示を行った場合には、本上場廃止基準に該当しないものとされています。当社は、東証に対し、同規程第603条第1項に規定する当社株式の再建計画等の審査に係る申請を行い、審査

の結果、同規程第601条第1項第3号ただし書き及び同施行規則第601条第3項第3号に規定する再建計画に該当すると認められました。したがって、当社は、会社更生手続開始の申立てをしたことを理由として上場廃止となることはありませんが、当社株式は、東証により、2025年11月22日付で特別注意銘柄の指定を受け、内部管理体制の改善が求められておりますので、引き続き、今後の状況次第では、上場廃止になる可能性が残されております。当社としては、引き続き、上場を維持すべく、内部管理体制の改善に向けて、注力してまいります。

当社の会社更生手続開始申立ての概要は、以下のとおりです。

#### 1. 申立ての理由

当社は、2025年2月14日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信の訂正に関するお知らせ」及び2025年5月9日付「第三者委員会設置に関するお知らせ」において公表しましたとおり、当社の子会社における会計不祥事を原因として、会計監査人による当社の有価証券報告書等に対する監査報告書の意見が不表明となり、内部管理体制等について改善の必要性が高いことが明らかとなった結果、2025年11月22日付けで、東証により、当社の株式が特別注意銘柄に指定されました。また、上記会計不祥事の発覚を受けた当社の決算訂正により、取引金融機関との間の借入契約のコバナンツに抵触し、当社グループは、2025年8月以降、取引金融機関に対して、元本の返済猶予を依頼する状況に陥っております。

かかる状況下における当社グループの喫緊の課題は、一刻も早く上記会計不祥事に起因する一連の混乱に終止符を打ち、当社グループのガバナンス体制を改善するとともに、金融機関に対する有利子負債の返済計画を新たに策定するなどの施策を通じて、当社の経営体制と財務状態を安定化させることにあると考えております。そこで、当社は、事業価値の毀損を防止しつつ、安定的な再建を図るため、会社更生手続を利用することにより、事業の再建を目指すことといたしました。

#### 2. 負債総額（2025年4月30日現在）

15,793百万円（当社単体）

#### 3. 今後の見通し

管財人は、2026年5月8日付けで、商取引債権等に関する裁判所の弁済許可を取得しました。今後は、裁判所の監督及び調査委員の調査を受けながら、管財人の指揮の下、安定的な事業運営を維持し、当社の再建に向けて最大限努力する所存です。

なお、当社の更生手続に関する今後の予定は以下のとおりです。

- (1) 管財人選任についての意見申述期間 2026年5月29日
- (2) 管財人の報告書（会社更生法第84条第1項）の提出期限 2026年7月8日
- (3) 更生債権等の届出期間 2026年7月8日
- (4) 認否書の提出期限 2026年8月7日

- (5) 更生債権等の一般調査期間 2026年8月14日から 2026年8月20日まで
- (6) 更生計画案の提出期限（関係人） 2026年8月31日
- (7) 更生計画案の提出期限（管財人） 2026年9月7日

（注）上記日程につきましては、今後の手続の進行によっては変更となる場合があります。

また、上述のとおり、当社株式は、東証により、2025年11月22日付で特別注意 銘柄の指定を受け、内部管理体制の改善が求められており、今後の状況次第で上場廃止になる可能性があります。当社としては上場廃止とならないよう、内部管理体制の改善に向けて注力する所存です。

#### 4. 有価証券上場規程第603条第1項に規定する再建計画等の審査に係る申請の有無

上述のとおり、当社は、有価証券上場規程第603条第1項に規定する当社株式の再建計画等の審査に係る申請を行い、審査の結果、同規程第601条第1項第3号ただし書き及び同施行規則第601条第3項第3号に規定する再建計画に該当すると認められました。

### （管財人の解任申立てに係る取締役会決議について）

当社は、2026年5月8日に、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行い（東京地方裁判所令和8年（ミ）第4号）、同日、同裁判所より会社更生手続開始決定がされ、代表取締役であった石田雅文及び申立代理人であった弁護士栗田口太郎が管財人に選任されました。

しかしながら、2026年5月28日開催の株主による招集に係る臨時株主総会を経て当社の取締役会の構成に変更が生じたところ、2026年6月5日に開催された取締役会において、管財人石田雅文及び管財人栗田口太郎を管財人から解任するよう東京地方裁判所に申し立てることが決議されました。

#### 1. 解任事由として取締役会で説明された理由

##### （1）管財人石田雅文の解任事由

2026年5月28日開催の株主による招集に係る臨時株主総会において、取締役の解任が可決された者であって、取締役の任務懈怠責任を問われうる立場であるため、及び、管財人としての職務を公正に行うことが期待できないため。

##### （2）管財人栗田口太郎の解任事由

従前、会社の代理人弁護士として、石田雅文をサポートしており、同人に対する責任追及を期待できないため、及び、管財人としてスポンサー選定を公正に行うことが期待できないため。

#### 2. 申立予定日

未定

なお、管財人解任申立てに関する管財人石田雅文及び管財人栗田口太郎の意見は以下のとおりです。

<管財人石田雅文及び管財人栗田口太郎の意見>

管財人としては、解任事由に該当する事実は存在せず、解任申立てには理由がないと考えていますので、このような解任申立てに対しては肅々と対応するとともに、引き続き2026年5月8日付「株式会社トーシンホールディングス再建計画」について」にて公表した再建計画を履行することにより再建を図り、かつ、2026年5月26日付「改善計画・状況報告書の公表に関するお知らせ」にて公表した改善計画に従って、内部管理体制の改善をはじめとする諸課題にも対処してまいります。

### (会社更生手続開始決定に対する株主による即時抗告について)

当社は、2026年5月8日に、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行い（東京地方裁判所令和8年（ミ）第4号）、同日、同裁判所より会社更生手続開始決定がされ、代表取締役であった石田雅文及び申立代理人であった弁護士栗田口太郎が管財人に選任されました。

この会社更生手続開始決定に対して、当社の株主であり当社の取締役でもある石田ゆかり氏による2026年6月3日付の即時抗告書及び当社の株主である株式会社ジェットによる2026年6月8日付の即時抗告書が、それぞれ、東京地方裁判所に対して提出された事実が判明しました。

東京地方裁判所の会社更生手続開始決定は、その決定の時（2026年5月8日午後4時）から効力を生じており、即時抗告がありましても、会社更生手続開始決定を停止する効力（執行停止効）はありません。管財人による当社の事業経営権及び財産管理処分権は、現在でも有効に存続しています。

#### 1. 抗告人の概要

株式会社ジェット（当社株主）

石田ゆかり氏（当社株主）

なお、同氏は、当社の取締役であり、また、株式会社ジェットの監査役でもあります。

#### 2. 抗告理由の概要

いずれの即時抗告につきましても、①更生手続開始の原因となる事実が認められないこと、②事業の継続を内容とする更生計画案の作成若しくは可決の見込み又は事業の継続を内容とする更生計画の認可の見込みがないことが明らかであること、③不当な目的で更生手続開始の申立てがされたこと、及び、④更生手続開始申立ての手続が違法であることが、抗告理由として主張されております。

#### 3. 即時抗告に対する管財人石田雅文及び管財人栗田口太郎の意見

管財人としては、抗告理由とされた内容はいずれも正当でなく、即時抗告には理由がないと考えております。管財人としては、引き続き2026年5月8日付「株式会社トーシンホールディングス再建計画」について」にて公表した再建計画を履行することにより再建を図り、かつ、2026年5月26日付「改善計画・状況報告書の公表に関するお知らせ」にて公表した改善計画に従って、内部管理体制の改善をはじめとする諸課題にも対処してまいります。

# 貸借対照表

(2026年4月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部                |                   |
|------------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>2,652,521</b>  | <b>流 動 負 債</b>         | <b>7,352,654</b>  |
| 現金及び預金                 | 1,409,380         | 買掛金                    | 1,137             |
| 売掛金                    | 30,400            | 短期借入金                  | 4,790,000         |
| 商品及び製品                 | 18,794            | 1年内返済予定の長期借入金          | 1,222,082         |
| 原材料及び貯蔵品               | 204               | リース債務                  | 11,594            |
| 前払費用                   | 24,017            | 未払金                    | 1,150,108         |
| 未収入金                   | 985,243           | 預り金                    | 26,349            |
| その他                    | 184,479           | 前受金                    | 33,323            |
|                        |                   | 賞与引当金                  | 7,399             |
|                        |                   | その他                    | 110,660           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>12,855,972</b> | <b>固 定 負 債</b>         | <b>7,911,040</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>11,079,508</b> | 長期借入金                  | 6,117,337         |
| 建物                     | 5,531,271         | リース債務                  | 40,351            |
| 構築物                    | 86,567            | 資産除去債務                 | 8,835             |
| 車両運搬具                  | 7,635             | 退職給付引当金                | 5,873             |
| 工具、器具及び備品              | 5,180             | 役員退職慰労引当金              | 123,338           |
| 土地                     | 5,400,891         | 受入敷金保証金                | 345,758           |
| リース資産                  | 47,961            | デリバティブ債務               | 7,116             |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>113,829</b>    | 関係会社支援損失引当金            | 882,372           |
| 借地権                    | 111,500           | その他                    | 380,057           |
| ソフトウェア                 | 2,329             | <b>負 債 合 計</b>         | <b>15,263,695</b> |
| 電話加入権                  | 0                 | <b>純 資 産 の 部</b>       |                   |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>1,662,635</b>  | 株主資本                   | 219,457           |
| 投資有価証券                 | 58,126            | 資本剰余金                  | 742,099           |
| 関係会社株式                 | 110,630           | 資本準備金                  | 880,617           |
| 出資金                    | 10                | 利益剰余金                  | △1,353,216        |
| 長期貸付金                  | 30,980            | 利益準備金                  | 54,942            |
| 関係会社長期貸付金              | 1,353,238         | 別途積立金                  | 195,000           |
| 長期前払費用                 | 80,785            | 圧縮積立金                  | 313,317           |
| 敷金保証金                  | 46,423            | 繰越利益剰余金                | △1,916,476        |
| 会 員 権                  | 27,601            | 自 己 株 式                | △50,042           |
| 長期性預金                  | 108,503           | 評価・換算差額等               | 25,341            |
| 貸倒引当金                  | △153,665          | その他有価証券評価差額金           | 25,341            |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>15,508,494</b> | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>244,798</b>    |
|                        |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>15,508,494</b> |

# 損益計算書

( 2025年5月1日から  
2026年4月30日まで )

(単位：千円)

| 科 目                         | 金 額       |
|-----------------------------|-----------|
| 売 上 高                       | 1,125,721 |
| 売 上 原 価                     | 346,395   |
| 売 上 総 利 益                   | 779,325   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         | 681,954   |
| 営 業 利 益                     | 97,370    |
| 営 業 外 収 益                   | 59,861    |
| 受 取 利 息                     | 20,409    |
| 受 取 配 当 金                   | 2,521     |
| デ リ バ テ ィ ブ 評 価 益           | 3,823     |
| そ の 他                       | 33,106    |
| 営 業 外 費 用                   | 215,895   |
| 支 払 利 息                     | 152,959   |
| 社 債 利 息                     | 5,393     |
| そ の 他                       | 57,542    |
| 経 常 損 失                     | 58,663    |
| 特 別 利 益                     | 125,863   |
| 固 定 資 産 売 却 益               | 60,463    |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益           | 47,387    |
| そ の 他                       | 18,013    |
| 特 別 損 失                     | 711,256   |
| 減 損 損 失                     | 144,733   |
| 事 業 構 造 改 善 費 用             | 300,798   |
| 関 係 会 社 支 援 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 104,515   |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額             | 153,665   |
| そ の 他                       | 7,543     |
| 税 引 前 当 期 純 損 失             | 644,056   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 1,758     |
| 法 人 税 等 追 徴 税 額             | 19,590    |
| 法 人 税 等 調 整 額               | △257      |
| 法 人 税 等 合 計                 | 21,091    |
| 当 期 純 損 失                   | 665,148   |

# 株主資本等変動計算書

( 2025年5月1日から )  
( 2026年4月30日まで )

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |              |           |          |          |        |                  |            |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|-----------|----------|----------|--------|------------------|------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金 |          |          |        |                  |            |
|                         |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金 |          |        | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |            |
|                         |         |           |              | 別<br>積 立  | 途<br>金   | 圧<br>積 立 | 縮<br>金 | 繰越利益剰余<br>金      |            |
| 当 期 首 残 高               | 742,099 | 880,617   | 880,617      | 54,942    | 195,000  | 313,900  |        | △1,436,248       | △872,406   |
| 誤謬の訂正による<br>累積的影響額      |         |           |              |           |          |          |        | 184,337          | 184,337    |
| 遡及処理後等期首残高              | 742,099 | 880,617   | 880,617      | 54,942    | 195,000  | 313,900  |        | △1,251,911       | △688,068   |
| 当 期 変 動 額               |         |           |              |           |          |          |        |                  |            |
| 当 期 純 損 失               |         |           |              |           |          |          |        | △665,148         | △665,148   |
| 圧縮積立金の取崩                |         |           |              |           |          |          | △582   | 582              | —          |
| 自己株式の取得                 |         |           |              |           |          |          |        |                  |            |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |              |           |          |          |        |                  |            |
| 当期変動額合計                 | —       | —         | —            | —         | —        | △582     |        | △664,565         | △665,148   |
| 当 期 末 残 高               | 742,099 | 880,617   | 880,617      | 54,942    | 195,000  | 313,317  |        | △1,916,476       | △1,353,216 |

|                         | 株主資本    |          | 評価・換算差額等         |                        | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|---------|----------|------------------|------------------------|-----------|
|                         | 自 己 株 式 | 株主資本合計   | その他有価証券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高               | △49,885 | 700,425  | 42,371           | 42,371                 | 742,797   |
| 誤謬の訂正による<br>累積的影響額      |         | 184,337  |                  |                        | 184,337   |
| 遡及処理後等期首残高              | △49,885 | 884,762  | 42,371           | 42,371                 | 927,134   |
| 当 期 変 動 額               |         |          |                  |                        |           |
| 当 期 純 損 失               |         | △665,148 |                  |                        | △665,148  |
| 圧縮積立金の取崩                |         |          |                  |                        |           |
| 自己株式の取得                 | △157    | △157     |                  |                        | △157      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |          | △17,030          | △17,030                | △17,030   |
| 当期変動額合計                 | △157    | △665,305 | △17,030          | △17,030                | △682,336  |
| 当 期 末 残 高               | △50,042 | 219,457  | 25,341           | 25,341                 | 244,798   |

## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

当社では、手元資金を上回る多額な有利子負債を有しており、当事業年度末の当社の流動比率（＝流動資産/流動負債）は、36.1%となっております。このような財務状況の中、当事業年度において、当社の子会社における不適切会計について過年度の決算訂正を行ったものの当社の有価証券報告書等に対する会計監査人の監査報告書の意見が不表明となったことに起因して、取引金融機関との間の借入契約のコベナンツに抵触した上、2025年11月22日付けで、株式会社東京証券取引所により、当社株式は特別注意銘柄に指定され、当社株式の上場廃止リスクが生じております。また、当社は、2025年8月以降、取引金融機関に対して、元本の返済が困難となり返済猶予を依頼する状況に陥っておりました。

かかる状況下において、一刻も早く上記会計不祥事に起因する一連の混乱に終止符を打ち、当社グループのガバナンス体制を改善するとともに、金融機関に対する有利子負債の返済計画を新たに策定するなどの施策を通じて当社の経営体制と財務状態を安定化させるため、当社は、再建計画を策定し上場を維持しながら会社更生法に基づく更生手続により事業再生を図ることとし、2026年5月8日開催の取締役会において、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日、同裁判所にその申立てを行い（東京地方裁判所令和8年（ミ）第4号）、同日、同裁判所より会社更生手続開始決定がされました。

このような状況により、当社には、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社では、これらの状況を早期に解消し、事業価値の毀損を防止しつつ、安定的な再建を図るため、再建計画を策定し上場を維持しながら、会社更生法に基づく更生手続を利用することにより、事業の再建を目指してまいります。会社更生法の下では、裁判所が選任した管財人に会社の事業経営権及び会社財産の管理処分権が専属するものとされており、したがって、当社は裁判所による監督と調査委員による調査の下で、管財人体制により再建を図り、内部管理体制の改善をはじめとする諸課題に対処してまいります。詳細は後述の重要な後発事象に関する注記（会社更生手続開始決定について）をご参照下さい。

しかしながら、当社では、現在、管財人の下、更生計画案を策定中であり、裁判所による更生計画の認可を受けていないため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお計算書類及び附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及び附属明細書に反映しておりません。

## 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |                       |                                             |
|-----------------------|---------------------------------------------|
| ① 関係会社株式              | 総平均法による原価法                                  |
| ② その他有価証券             |                                             |
| ・ 市場価格のない株式等<br>以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、<br>売却原価は総平均法により算定） |
| ・ 市場価格のない株式等          | 総平均法による原価法                                  |
| ③ デリバティブ              | 時価法                                         |
| ④ 棚卸資産                |                                             |
| ・ 商品                  |                                             |
| その他の商品                | 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切<br>下げによる方法）        |
| ・ 貯蔵品                 | 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿<br>価切下げによる方法）      |

### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |                        |                                                                                                                     |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 有形固定資産<br>(リース資産を除く) | 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した<br>建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日<br>以降に取得した建物附属設備及び構築物については、<br>定額法）によっております。                  |
| ② 無形固定資産<br>(リース資産を除く) | 定額法によっております。償却年数については、法人<br>税法に規定する方法と同一の基準によっております。<br>ソフトウェア（自社利用分）については、社内におけ<br>る利用可能期間（5年）に基づく定額法によっており<br>ます。 |
| ③ リース資産                | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース<br>資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零と<br>する定額法を採用しております。                                             |
| ④ 長期前払費用               | 毎期均等償却をしております。                                                                                                      |
- (3) 繰延資産の処理方法  
社債発行費について、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

### (4) 引当金の計上基準

- |         |                                                                                                |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権につい<br>ては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権に<br>ついては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額<br>を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担す<br>べき支給見込額を計上しております。                                                  |

- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（期末自己都合退職金要支給額の100%を計上する簡便法）に基づき計上しております。
- ④ 関係会社支援損失引当金 債務超過にある関係会社の支援に伴う損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

（不動産事業）

当社の所有する賃貸不動産において、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に従い、賃借人である顧客との間に締結した賃貸借契約に基づき、賃貸借期間にわたって賃料を收受し、収益として認識しております。

（経営管理料、業務委託費）

子会社からの経営管理料、業務委託費においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、長期前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (固定資産の減損)

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        | 当事業年度        |
|--------|--------------|
| 有形固定資産 | 11,079,508千円 |
| 無形固定資産 | 113,829千円    |
| 減損損失   | 144,733千円    |

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で減損の兆候を把握しております。

減損の兆候とは、営業活動から生ずる損益等のマイナスが継続、経営環境の著しい悪化、市場価額の著しい下落等が該当します。

減損の兆候があると認められた場合、当該資産又は当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたします。なお、回収可能価額は使用価値又は正味売却価額のいずれか高い金額によって決定しております。

また、当該見積りはこれまでの運営実績、将来の賃貸市場を考慮した事業計画等に基づきおこなっておりますが、不動産賃貸市況の変化により、前提条件や事業環境などに変化が見られた場合には、将来において減損損失の認識が必要になる等、当社の業績に影響を与える可能性があります。

#### 4. 誤謬の訂正に関する注記

当社は、2024年12月13日付「第三者委員会設置のお知らせ」及び2025年2月13日「第三者委員会の調査報告書の公表に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社連結子会社である株式会社トーシンモバイルのキャッシュ・バック取引の一部でその一部が未精算、未計上になっている疑義が生じた事実を含む不適切な会計処理の疑いのある事案に関して、2025年2月13日付で、第三者委員会より調査報告書を受領いたしました。

また、2025年8月29日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」および2025年9月4日付「第三者委員会の調査報告書の公表に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社連結子会社である株式会社トーシンモバイルの売上取引の一部で計上根拠の信ぴょう性に疑義が生じた事実を含む不適切な会計処理の疑いのある事案に関して、2025年8月29日付で、第三者委員会より調査報告書を受領いたしました。

また、2025年12月15日付「調査委員会設置に関するお知らせ」及び2026年5月1日付「社内検証委員会の検証結果報告書受領及び公表に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社の会計監査人である監査法人アリアから、実効性ある再発防止策の実行や過年度決算の訂正処理の正確性及び網羅性についての自主的な検証が未了であり、これらについて監査手続きを完了できない状況であったとの指摘を受け、今一度当社の決算・内部統制・ガバナンス等を専門的及び客観的な見地から検証し、過年度有価証券報告書等に関する問題の有無等を明確にするために、社内検証委員会を設置し、検証を進めてまいりました。

以上2度にわたる第三者委員会の調査及び社内検証委員会の検証結果を受け、過年度の不適切な会計処理が判明したことから、過年度における誤謬の訂正を行いました。

当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当事業年度の期首の純資産に反映しております。この結果、株主資本等変動計算書の期首残高は、利益剰余金が184,337千円増加しております。

#### 5. 追加情報

##### (シンジケートローン)

当社は、名古屋市中区錦二丁目に建設した建物について設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行5行とシンジケーション方式限度貸付契約（借入残高 2,480,000千円）を2018年4月27日に締結しており、この契約には下記の財務制限条項が付されております。

なお、当事業年度末において、当社は下記①の財務制限条項に抵触しておりますが、取引銀行より継続的な支援が得られるよう、建設的な協議を継続してまいります。

上記の契約にかかる財務制限条項

①借入人は、本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2017年4月に終了する決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持する。

②借入人は、本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期にかかる借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないことを確約する。

## 6. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

|      |             |
|------|-------------|
| 定期預金 | 1,027,259千円 |
| 建物   | 4,110,865千円 |
| 土地   | 4,265,303千円 |
| 計    | 9,403,427千円 |

上記の他、関係会社の借入金に対して定期預金（135,000千円）を担保に供しております。

上記の資産は、短期借入金4,790,000千円、1年内返済予定の長期借入金1,222,082千円、長期借入金5,817,337千円の担保に供しております。

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

1,854,927千円

### (3) 債務保証

関係会社の金融機関からの借入金等に対し債務保証を行っております。

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| トーンリゾート株式会社        | 836,692千円 |
| トーンコーポレーション株式会社    | 622,122千円 |
| 株式会社トーンモバイル        | 300,000千円 |
| 株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部 | 49,476千円  |

### (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

|          |             |
|----------|-------------|
| ① 短期金銭債権 | 808,269千円   |
| ② 長期金銭債権 | 1,353,238千円 |
| ③ 短期金銭債務 | 940,331千円   |
| ④ 長期金銭債務 | 300,000千円   |

### (5) 偶発債務

従業員からの訴訟

当社は従業員より不法行為による損害賠償請求7百万円を求める訴訟を提起され、係争となっております。

## 7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|              |           |
|--------------|-----------|
| ① 売上高        | 418,819千円 |
| ② その他の営業取引高  | 986千円     |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 17,456千円  |

## 8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 71,941株     | 310株       | 一株         | 72,251株    |

(注) 自己株式の株式数の増加310株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

## 9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                |           |  |
|----------------|-----------|--|
| 繰延税金資産         |           |  |
| 賞与引当金          | 1,265千円   |  |
| 販売用不動産評価損      | 26,512千円  |  |
| ゴルフ会員権評価損      | 16,122千円  |  |
| 資産除去債務         | 4,726千円   |  |
| 退職給付引当金繰入超過額   | 1,789千円   |  |
| 貸倒引当金          | 48,401千円  |  |
| 役員退職慰労引当金繰入超過額 | 38,849千円  |  |
| 減損損失           | 45,588千円  |  |
| 減価償却超過額        | 11,538千円  |  |
| 投資有価証券評価損      | 485千円     |  |
| 繰越欠損金          | 214,850千円 |  |
| 関係会社株式評価損      | 3,149千円   |  |
| 関係会社支援損失引当金    | 277,930千円 |  |
| 訂正関連費用引当金      | 18,709千円  |  |
| その他            | 6,596千円   |  |
| 繰延税金資産小計       | 716,516千円 |  |
| 評価性引当額         | 716,516千円 |  |
| 繰延税金資産合計       | —千円       |  |
| 繰延税金負債         |           |  |
| その他有価証券評価差額金   | 7,015千円   |  |
| 圧縮積立金          | 148,372千円 |  |
| その他            | 8,684千円   |  |
| 繰延税金負債合計       | 164,071千円 |  |
| 繰延税金負債の純額      | 164,071千円 |  |

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

| 属性  | 会社等の名称                | 議決権等の所有<br>(被所有)割合<br>(%) | 関係内容  | 取引の内容                           | 取引金額<br>(千円)         | 科目            | 期末残高<br>(千円)     |
|-----|-----------------------|---------------------------|-------|---------------------------------|----------------------|---------------|------------------|
| 子会社 | トーション<br>リゾート<br>株式会社 | 直接100.0                   | 資金の貸付 | 資金の貸付<br>資金の返済<br>受取利息<br>(注) 1 | -<br>30,000<br>6,348 | 関係会社<br>長期貸付金 | 694,000          |
|     |                       |                           | 経営管理  | 経営指導<br>料の受取<br>(注) 2           | 96,878               | 未収入金          | 216,152          |
|     |                       |                           | 商品販売  | 商品販売<br>債務保証<br>(注) 3           | 4,315<br>836,692     | 立替金<br>売掛金    | 176,249<br>7,897 |
|     |                       |                           | 役員の兼任 |                                 |                      |               |                  |

| 属 性 | 会社等の名称                     | 議決権等の所有<br>(被所有)割合<br>(%) | 関係内容                            | 取引の内容                                                                                                   | 取引金額<br>(千円)                                                 | 科 目                                        | 期末残高<br>(千円)                                   |
|-----|----------------------------|---------------------------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 子会社 | トーション<br>コーポレーション<br>株式会社  | 直接90.0                    | 資金の貸付<br>経営管理<br>土地の賃貸<br>役員の兼任 | 資金の貸付<br>資金の返済<br>受取利息<br>(注) 1<br>支払利息<br>経営指導<br>料の受取<br>(注) 2<br>土地の賃<br>貸<br>(注) 5<br>債務保証<br>(注) 3 | -<br>234,270<br>2,404<br>401<br>17,391<br>38,400<br>622,122  | 関係会社<br>長期貸付金<br>未収入金<br>長期借入金             | -<br>64<br>300,000                             |
| 子会社 | 株式会社<br>トーションモバイル          | 直接100.0                   | 資金の貸付<br>経営管理<br>役員の兼任          | 受取利息<br>(注) 1<br>経営指導<br>料の受取<br>(注) 2<br>債務保証<br>(注) 3<br>債務被保<br>証<br>(注) 4<br>資金貸付<br>資金返済           | 8,703<br>261,833<br>300,000<br>100,000<br>590,000<br>645,000 | 関係会社<br>長期貸付金<br>売掛金<br>未収入金<br>立替金<br>未払金 | 659,238<br>21,436<br>407,970<br>108<br>940,266 |
| 子会社 | 株式会社<br>伊良湖シーサイド<br>ゴルフ倶楽部 | 間接100.0                   | 役員の兼任                           | 債務保証<br>(注) 3                                                                                           | 49,476                                                       |                                            |                                                |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 経営指導料については、役務提供に対する費用等を勘案して合理的に価格を決定しております。
3. 金融機関からの借入等に対して保証したものであります。なお、保証料は受取っておりません。
4. 金融機関からの借入等に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
5. 土地の賃貸については、近隣の取引実勢に基づいて、合理的に決定しております。
6. 株式会社トーションホールディングスの株式会社トーションモバイルに対する債権について、貸倒引当金153,665千円が計上されております。

## (2) 役員及び主要株主等

| 属 性 | 会社等の名称  | 議決権等の所有<br>(被所有)割合<br>(%) | 関係内容   | 取引の内容        | 取引金額<br>(千円) | 科 目   | 期末残高<br>(千円) |
|-----|---------|---------------------------|--------|--------------|--------------|-------|--------------|
| 株主  | 石 田 信 文 | 被所有6.1                    | 元代表取締役 | 資金の立替<br>(注) | 239,898      | 立 替 金 | -            |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の立替については、株式会社トーシンホールディングスの税務調査に伴う修正申告により、当代表取締役社長であった石田信文氏にも追徴課税が発生し、その資金を一時的に立て替えたものであります。2025年6月24日に立替を行い、2025年6月27日に回収を行っております。

### 11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 37円86銭
- (2) 1株当たり当期純損失 △102円88銭

### 12. 重要な後発事象に関する注記

#### (会社更生手続開始決定について)

株式会社トーシンホールディングスは、2026年5月8日開催の取締役会において、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日、同裁判所にその申立てを行い（東京地方裁判所令和8年（ミ）第4号）、同日、同裁判所より会社更生手続開始決定がされ、当社の代表取締役である石田雅文及び申立代理人である弁護士栗田口太郎が管財人に選任されました。こちらの情報は、「連結注記表 13. 重要な後発事象に関する注記（会社更生手続開始決定について）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

#### (管財人の解任申立てに係る取締役会決議について)

株式会社トーシンホールディングスは、2026年5月8日に、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行い（東京地方裁判所令和8年（ミ）第4号）、同日、同裁判所より会社更生手続開始決定がされ、代表取締役であった石田雅文及び申立代理人であった弁護士栗田口太郎が管財人に選任されました。

しかしながら、2026年5月28日開催の株主による招集に係る臨時株主総会を経て当社の取締役会の構成に変更が生じたところ、2026年6月5日に開催された取締役会において、管財人石田雅文及び管財人栗田口太郎を管財人から解任するよう東京地方裁判所に申し立てることが決議されました。こちらの情報は、「連結注記表 13. 重要な後発事象に関する注記（管財人の解任申立てに係る取締役会決議について）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

#### (会社更生手続開始決定に対する株主による即時抗告について)

株式会社トーシンホールディングスは、2026年5月8日に、東京地方裁判所に対し会社更

生手続開始の申立てを行い（東京地方裁判所令和8年（ミ）第4号）、同日、同裁判所より会社更生手続開始決定がされ、代表取締役であった石田雅文及び申立代理人であった弁護士栗田口太郎が管財人に選任されました。

この会社更生手続開始決定に対して、当社の株主であり取締役でもある石田ゆかり氏による2026年6月3日付の即時抗告書及び当社の株主である株式会社ジェットによる2026年6月8日付の即時抗告書が、それぞれ、東京地方裁判所に対して提出された事実が判明しました。こちらの情報は、「連結注記表 13. 重要な後発事象に関する注記（会社更生手続開始決定に対する株主による即時抗告について）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

### 13. 収益認識に関する注記

（顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 10. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年7月5日

更生会社 株式会社トーシンホールディングス

管財人 石田雅文 殿

管財人 栗田口太郎殿

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木秀俊  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中康之  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、更生会社 株式会社トーシンホールディングスの2025年5月1日から2026年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、更生会社 株式会社トーシンホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループは、手元資金を上回る多額な有利子負債を有し、当連結会計年度末の流動比率は52%となっている。このような財務状況の中、当連結会計年度に生じた過年度の決算訂正に起因し、取引金融機関との間の借入契約のコパナツに抵触した上、2025年11月22日付けで会社株式は特別注意銘柄に指定された。また、2025年8月以降、取引金融機関に対し元本の返済が困難となり返済猶予を依頼する状況に陥った。かかる状況下、会社は、再建計画を策定し上場を維持しながら会社更生法に基づく更生手続により事業再生を図ることとし、2026年5月8日開催の取締役会において、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日、その申立てを行い、会社更生手続開始決定を受けた。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認め

られる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記（会社更生手続開始決定について）に記載のとおり、会社は、2026年5月8日開催の取締役会において、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日、その申立てを行い、会社更生手続開始決定を受けた。会社の代表取締役であった石田雅文氏及び申立代理人である弁護士栗田口太郎氏が管財人に選任された。また、同日、同裁判所により調査命令が発令され、弁護士永沢徹氏が調査委員に選任された。会社更生法の下では、裁判所が選任した管財人に会社の事業経営権及び会社財産の管理処分権が専属し、会社は裁判所による監督と調査委員による調査の下で、管財人体制により再建を図り、内部管理体制の改善をはじめとする諸課題に対処することになった。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

会社は、2026年5月8日に東京地方裁判所より会社更生手続開始決定を受け更生会社となったことから、これ以降は、会社更生法に基づき、同裁判所が選任した管財人に会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利が専属し、管財人が、これらの責任を負うことになった。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者、監査役及び監査役会並びに管財人の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

会社は、2026年5月8日に東京地方裁判所より会社更生手続開始決定を受け更生会社となったことから、これ以降は、会社更生法に基づき、同裁判所が選任した管財人に会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利が専属し、管財人が、これらの責任を負うことになった。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意

思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会並びに管財人に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会並びに管財人に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準まで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年7月5日

更生会社 株式会社トーシンホールディングス

管財人 石田雅文 殿

管財人 栗田口太郎殿

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木秀俊  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中康之  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、更生会社 株式会社トーシンホールディングスの2025年5月1日から2026年4月30日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は、手元資金を上回る多額な有利子負債を有し、当事業年度末の流動比率は36%となっている。このような財務状況の中、当事業年度に生じた過年度の決算訂正に起因し、取引金融機関との間の借入契約のコベナントに抵触した上、2025年11月22日付けで会社株式は特別注意銘柄に指定された。また、2025年8月以降、取引金融機関に対し元本の返済が困難となり返済猶予を依頼する状況に陥った。かかる状況下、会社は、再建計画を策定し上場を維持しながら会社更生法に基づく更生手続により事業再生を図ることとし、2026年5月8日開催の取締役会において、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日、その申立てを行い、会社更生手続開始決定を受けた。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、この

ような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記（会社更生手続開始決定について）に記載のとおり、会社は、2026年5月8日開催の取締役会において、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日、その申立てを行い、会社更生手続開始決定を受けた。会社の代表取締役であった石田雅文氏及び申立代理人である弁護士栗田口太郎氏が管財人に選任された。また、同日、同裁判所により調査命令が発令され、弁護士永沢徹氏が調査委員に選任された。会社更生法の下では、裁判所が選任した管財人に会社の事業経営権及び会社財産の管理処分権が専属し、会社は裁判所による監督と調査委員による調査の下で、管財人体制により再建を図り、内部管理体制の改善をはじめとする諸課題に対処することになった。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

会社は、2026年5月8日に東京地方裁判所より会社更生手続開始決定を受け更生会社となったことから、これ以降は、会社更生法に基づき、同裁判所が選任した管財人に会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利が専属し、管財人が、これらの責任を負うことになった。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者、監査役及び監査役会並びに管財人の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

会社は、2026年5月8日に東京地方裁判所より会社更生手続開始決定を受け更生会社となったことから、これ以降は、会社更生法に基づき、同裁判所が選任した管財人に会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利が専属し、管財人が、これらの責任を負うことになった。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程

を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会並びに管財人に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会並びに管財人に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準まで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市中区栄三丁目15番33号  
栄ガスビル5階 キングルーム  
(052) 684-8472



## 交通のご案内

- 地下鉄東山線・名城線「栄」駅下車 サカエチカ6番出口 徒歩5分
- 地下鉄名城線「矢場町」駅下車 6番出口 徒歩3分